

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和4年10月14日

(令和3年度決算)

(企画振興部・環境生活部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和4年10月14日（金曜日）

午前9時59分開議
午前11時25分休憩
午後0時57分開議
午後1時48分閉会

本日の会議に付した事件

議案第39号 令和3年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第52号 令和3年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 山口 裕
副委員長 緒方 勇二
委員 前川 收
委員 藤川 隆夫
委員 坂田 孝志
委員 岩田 智子
委員 中村 亮彦
委員 坂梨 剛昭
委員 前田 敬介
委員 南部 隼平
委員 堤 泰之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 高橋 太朗
理事

(球磨川流域復興担当)

兼球磨川流域復興局長 水谷 孝司

理事

(デジタル戦略担当)

兼デジタル戦略局長 小金丸 健

政策審議監 深川 元樹

地域・文化振興局長 永友 義孝
交通政策・情報局長 清田 克弘
土木技術審議監 菰田 武志
首席審議員兼企画課長 小川 剛史
地域振興課長 久保田 健二
文化企画・
世界遺産推進課長 木原 徹
交通政策課長 坂本 弘道
統計調査課長 馬場 一也
デジタル戦略推進課長 受島 章太郎
システム改革課長 黒瀬 琢也
政策監 田浦 貴久
政策監 有働 人志

環境生活部

部長 小原 雅之

政策審議監 横尾 徹也

医監 山口 喜久雄

環境局長 波村 多門

県民生活局長 永江 昌二

環境政策課長 江橋 倫明

水俣病保健課長 入田 秀喜

水俣病審査課長 枝國 智子

環境立県推進課長 吉澤 和宏

環境保全課長 村岡 俊彦

自然保護課長 蓑田 公彦

循環社会推進課長 福原 彰宏

くらしの安全推進課長 東田 智裕

消費生活課長 福永 公彦

男女参画・協働推進課長 板橋 麻里

人権同和政策課長 鈴 和幸

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野尾 晴一朗

会計課長 杉本 良一

監査委員事務局出席者

局長 西浦 一義

首席審議員兼監査監 市川 弘人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一
議事課主幹 甲 斐 博
議事課主幹 山 本 さおり

午前9時59分開議

○山口裕委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に企画振興部の審査を行い、午後から環境生活部の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部長から決算概要の説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、高橋企画振興部長。

○高橋企画振興部長 令和3年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告において御指摘のありました施策の推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企画振興部に対しましては、「地域づくりチャレンジ推進事業は、各自治体や地域づくり団体にとっては使い勝手がよく、喜ばれている補助金であるが、地域振興局間で申請状況に偏在があるので、各地域振興局がより一層制度の周知に努めること。」という御指摘をいただきました。

地域づくりチャレンジ推進事業は、市町村や地域団体等が行う自主的な地域づくりの取組への助成等でございます。令和3年度は、交流促進や豪雨災害からの復興の取組など、

68件の助成を行いました。

御指摘を踏まえ、令和4年度の申請に備えて、令和3年度末に各地域振興局から市町村や地域団体等に対して、個別連絡や説明会を開催するなど、より丁寧な制度を周知し、事業活用を呼びかけました。

その結果、県全体で、令和4年度は、令和2年度を上回る72件の申請を受けたところで、地域振興局ごとに見てみると、令和2年度に申請件数が2件以下だった4つの地域振興局においても、令和4年度は3件以上の申請を受けております。

引き続き、県内各地で事業が活用されるよう、広域本部や地域振興局と連携し、制度の周知に努め、市町村や地域団体等の自主的な地域づくりの取組を支援してまいります。

続きまして、企画振興部の令和3年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの令和3年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額69億1,000万円余に対しまして、収入済額は47億8,000万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

なお、予算現額と収入済額との比較21億3,000万円余は、主に基金を充当する事業の所要額の減による繰入金の減及び翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金等の減でございます。

また、歳出につきましては、予算額133億7,000万円余に対しまして、支出済額は99億8,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は8億3,000万円余で、主に熊本地震に伴う南阿蘇鉄道災害復旧支援事業及び「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございます。

また、不用額は25億5,000万円余で、主な内容は、実績額が見込み額を下回ったことや経費節減、入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○小川企画課長 企画課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、企画振興部の指摘事項は、交通政策課、統計調査課について御指摘がありました。後ほど担当課長から御説明をいたします。

続きまして、企画課の決算状況につきまして説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入からになります。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

主な収入について御説明をいたします。

まず、分担金及び負担金の奨学金返還支援事業負担金ですが、これは、若者の県内就職と定着、県内企業等の中核人材確保を目的としますふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業に対する社会福祉法人等からの負担金でございます。

次に、使用料及び手数料の東京事務所使用料ですが、銀座熊本館内に入居します一般社団法人熊本県物産振興協会からの使用料収入でございます。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金につきましては、SDGs登録制度の推進など、地方創生の実現に向け、総合戦略に基づき実施する施策に活用する交付金であり、次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、東京事務所内各施設における感染予防対策のための非接触型自動温度計や手指消毒器の設置に活用する交付金でございます。

3ページをお願いいたします。

次に、財産収入の家屋貸付料は、東京事務

所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

続きまして、寄附金の世界チャレンジ支援寄附金につきましては、若手芸術家や学生などの留学等を支援するための世界チャレンジ支援基金に対する民間企業等からの寄附金でございます。

予算現額と収入済額との比較欄にあります400万円余は、寄附の減に伴うものでございます。

続きまして、奨学金返還支援寄附金は、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業に対する企業等からの寄附金でございます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生寄附金は、本県の地方創生の取組に対して、いわゆる企業版ふるさと納税として県外企業から頂いた寄附金でございます。

予算現額と収入済額との比較欄の7,200万円余は、寄附が見込みよりも少なかったことに伴うものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

続きまして、繰入金になります。

ふるさとくまもと応援寄附基金繰入金は、先ほど紹介しました企業版ふるさと納税を活用する事業の財源に充てるため、この基金から一般会計へ繰り入れたものになります。

予算現額と収入済額の比較欄の2,600万円余につきましては、前年度、これは令和2年度になります。当県がこの企業版ふるさと納税の受入れを始めた初年度になりますが、この寄附が見込みよりも多かったことに伴うものでございます。

続きまして、世界チャレンジ支援基金繰入金は、先ほど御紹介しましたこの基金を活用する事業の財源に充てるため、同じく基金から一般会計へ繰り入れたものになります。

続きまして、奨学金返還支援基金繰入金は、この基金を活用する事業の財源に充てる

ため、同じく基金から一般会計へ繰り入れたものになります。

諸収入の官民協働海外留学支援事業補助金につきましては、日本学生支援機構からの補助金となっております。

5ページをお願いいたします。

ここからは、歳出について御説明をいたします。

まず、一般管理費につきましては、企画振興部の時間外勤務手当の特別配分分で、不用額はございません。

続きまして、諸費につきましては、東京事務所の職員給与及び管理運営費です。

不用額の300万円余は、人件費、東京事務所の活動経費及び維持管理費、宿舍借り上げ料の執行残となっております。

6ページをお願いいたします。

次に、企画総務費ですが、企画課の職員給与で、不用額は、その執行残となっております。

最後に、計画調査費につきましては、備考欄の下の事業の概要に記載の政策推進事業などに要する経費となっております。

不用額1億300万円余の主なものにつきましては、備考欄の不用額を生じた理由に幾つか記載のとおりですが、世界チャレンジ支援基金の見込みよりも少なかったことによる積立金の減ですとか、SDGs推進事業の事業費確定に伴う執行残等となっております。

なお、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、金額が8,600万円と他の事業と比較して少し大きくなってはいますが、これは基金に積み立てるものではなく、頂いたその寄附金を当該年度の事業に積極的に活用をしたため、基金への寄附金の積立で、これが見込みより少なかったことによりまして、実際はその年度中に多くの事業に充当をされております。

企画課は以上になります。よろしくお願いたします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はいずれもございません。

1段目、使用料及び手数料のうち、2段目の万日山緑地公園使用料は、公園内におきます携帯電話基地局等の設置のための占用許可に係る使用料でございます。

3段目の不動産鑑定業者登録手数料は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の更新登録等に係る手数料でございます。

4段目以降は、国庫支出金でございます。

5段目の離島活性化交付金は、離島の地域活性化、定住の促進を図るための交付金で、御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

6段目の地方創生推進交付金は、地方版総合戦略の取組を着実に推進していくための交付金で、移住定住促進事業等を実施しております。

下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じて地方創生を図る交付金で、地域づくりチャレンジ推進事業等を実施しております。一部、令和2年度からの繰越しが含まれております。

最下段、特定地域振興対策事業費補助は、環境省の水俣病総合対策費補助金及び水俣病総合対策施設整備費補助金で、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等を実施しております。一部、令和2年度からの繰越しが含まれております。

9ページをお願いいたします。

上段の繰越金は、地域づくりチャレンジ推進事業等、令和2年度から令和3年度に繰り

越した事業費の一般財源分でございます。

下段の雑入は、一般財団法人自治総合センターからの事務費の交付金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

2段目の企画総務費は、地域振興課職員21名の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

3段目の計画調査費は、地域づくりチャレンジ推進事業、移住定住推進事業をはじめ、11ページに入ってしまいますけれども、11ページの下段、事業の概要に記載しております事業等に係る経費でございます。

不用額7,600万円余につきましては、お戻りいただき、10ページの備考欄、不用額を生じた理由に記載のとおり、これらの事業の所要額の減による執行残でございます。

12ページをお願いいたします。

2段目の企画施設災害復旧費は、万日山緑地公園の災害復旧に係る経費で、不用額は、執行残でございます。

続きまして、翌年度繰越額3億2,600万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明させていただきますので、附属資料の1ページをお願いいたします。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行うなぎさ造成事業などについて、必要な事業期間が確保できず、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

本事業は、今年度いっぱい完了を予定しております。

2段目の万日山緑地公園管理運営費は、公園内ののり面の工事を行うもので、そのために必要な土地の形質変更に係る許可手続等に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、繰り越したものでございます。

3段目の阿蘇草原再生事業費は、野焼きの再開と後継者育成の支援を行うもの、最下段

の草原維持システム構築推進事業費は、恒久防火帯を整備するもので、当初2月から3月に予定されていましたが各牧野の火入れ——野焼きですね。こちらが天候不良等によりまして4月にずれ込んで実施されたため、それぞれ繰り越したものでございます。

なお、2段目以降の3つの事業につきましては、いずれも本年4月に完了しております。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、歳入については、不納欠損及び収入未済はございません。

主な収入について御説明します。

まず、分担金及び負担金でございますが、阿蘇の世界文化遺産登録推進のための学術的な検討や広報等に要する経費について、阿蘇郡市の市町村に県と同額の負担をお願いしているものでございます。

次に、使用料及び手数料ですが、主に県立劇場の施設と駐車場の使用料でございます。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金につきましては、伝統文化等継承対策事業及び阿蘇の世界文化遺産登録推進事業に係る交付金でございます。

14ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、県内の文化団体等が文化芸術活動の際に実施する新型コロナウイルス感染症対策の経費を助成する事業等に係る交付金、その下の文化芸術振興費補助は、県立劇場における感染対策のための空調機更新に要する経費への補助金でございます。

予算現額と収入済額の差は、明許繰越し等によるものです。

その下の重要文化的景観保存・活用補助につきましては、阿蘇における文化財保護法に

基づく重要文化的景観の保存・活用事業に係る補助金でございます。

次に、財産収入でございますが、こちらは、県立劇場のレストランの貸付料でございます。

予算現額と収入済額の差162万円余は、新型コロナウイルス感染拡大によりレストランの売上額が大幅に減少したことに伴い、県有施設の使用料等減免に関する取扱いにより、貸付料を減額したものでございます。

次に、雑入でございますが、県が権利を有する著作物の著作権収入、そして博物館ネットワークセンターが野外活動等を実施した際の傷害保険料の精算後の返納分でございます。

次に、15ページをお願いします。

繰越金につきましては、文化事業新型コロナウイルス対策助成事業の繰越しに伴うものでございます。

次に、16ページをお願いします。

次は、歳出についてでございます。

企画総務費は、当課及び博物館ネットワークセンター21人の職員給与費で、不用額は、執行残でございます。

次に、計画調査費は、備考欄下のほうに記載の事業の概要のとおり、博物学関係資料活用・学習支援事業、県立劇場の施設整備費及び管理運営事業、世界文化遺産登録推進事業などの経費でございます。

なお、不用額の4,253万円余は、備考欄の上のほうに不用額を生じた理由として記載のとおり、県立劇場施設整備費における入札残等や世界文化遺産登録推進事業における委託費や旅費等の所要額が見込み額を下回ったことによる執行残が主な理由でございます。

次に、繰越しについて、別冊の附属資料で御説明いたします。

附属資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、博物館ネットワークセンター施設整

備事業費につきましては、5,020万円余のうち3,980万円余を繰り越しております。

これは、入札の不調により年度内の工事発注が困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、本事業は、今年7月の入札で受託者が決まりまして、11月に工事完了の予定でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策文化活動助成事業費につきましては、945万円全額を繰り越しております。

これは、令和3年度2月補正による追加事業分であり、年度内に事業実施が十分に期間確保できなかったため、翌年度に繰り越したものでございます。

また、県立劇場施設整備事業費につきましては、5,314万円のうち2,426万円余を繰り越しております。

これは、国の経済対策に伴う事業であり、県への交付決定が令和4年度に行われることになったため、翌年度に繰り越したものでございます。

本事業は、令和5年2月に工事完了の予定でございます。

文化企画・世界遺産推進課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、本年度の定期監査で1件指摘を受けておりますので、御説明をいたします。

監査結果指摘事項、資料1枚紙でございます。裏面をお願いいたします。

指摘事項は、「小型機総合航空基地に設置しているゲートが強風により転倒し、空港制限区域立入禁止フェンスに衝突し、A社が所有するセンサーシステムを破損させ、賠償金を支払っている。安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。」でございます。

対応状況について御説明いたします。

強風によりゲートが転倒した原因を明らかにするため実施した現場での検証結果を踏まえ、抜本的な再発防止策として、脱線防止装置を備えたゲートへの全面改修工事を実施しているところでございます。

指摘事項については、以上でございます。

続きまして、本体決算資料の17ページをお願いいたします。

決算状況について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

当課、不納欠損額、収入未済額についてはございません。

内容につきまして、まず、使用料及び手数料につきましては、阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用料でございます。

続きまして、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、財産収入につきましては、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料等でございます。

下段の繰越金につきましては、豊肥本線災害復旧支援事業等に係る令和2年度からの繰越金でございます。

おめくりをいただきまして、18ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、有明海自動車航送船組合新船建造費貸付金、これの回収金でございます。

続きまして、19ページ、歳出でございます。

まず、企画総務費につきましては、当課の職員給与費であり、不用額は、その執行残でございます。

次に、計画調査費につきましては、備考欄下段の事業の概要に主な事業の状況を記載しております。

不用額の3億3,500万円余につきましては、備考欄上段の不用額を生じた理由に記載しておりますが、主なものとしていたしまして

は、並行在来線対策事業、それから阿蘇くまもと空港直轄事業負担金、御所浦航路振興事業等の補助金あるいは負担金などの所要額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

おめくりをいただきまして、20ページをお願いいたします。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、被災した鉄道の災害復旧を行う鉄道会社に対する助成でございます。

不用額は、その執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊附属資料の3ページを、恐れ入りますが、お願いいたします。

5件ございます。

まず、天草空港運航支援対策事業、それから、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業、阿蘇くまもと空港国内線対策事業、いずれも補正予算でございますが、関係機関との協議、調整の上事業を実施する必要があり、年度内の完了が困難であったため、本年度に繰越しをしたものでございます。

次に、阿蘇くまもと空港ゲート改修事業につきましては、先ほど御説明いたしました監査指摘事項の抜本対策に係る事業でございます。

工事内容の検討や関係者との協議の上事業を実施する必要があったため、年度内の完了が困難となり、本年度に繰り越したものでございます。

最後に、南阿蘇鉄道災害復旧支援事業につきましては、第一白川橋梁の被災橋梁の撤去が遅れたことに伴いまして、新橋梁の架設工事の着手が遅れたため、本年度に繰り越したものでございます。ただ、全体の復旧スケジュールへの影響はありません。

なお、いずれの事業も、本年度内の完了を予定しております。

交通政策課は以上でございます。

○馬場統計調査課長 統計調査課でございます。

まず、本年度の定期監査で1件指摘を受けておりますので、御説明をいたします。

監査結果指摘事項の資料をお願いいたします。

指摘事項は、「社会生活基本調査において、調査員のメールアドレスの登録を誤ったことにより、本来必要のなかった携帯端末の機種変更を行わせ、損害賠償を要する事案が発生している。組織的チェックの徹底により、再発防止に努めること。」でございます。

これは、同調査におきまして、調査員のメールアドレスの調査システムへの登録に当たりまして、県職員が誤ったメールアドレスを登録したために、テストデータの受信ができない状態が続きまして、販売店に端末の設定を確認してもらう方法もあると助言したことから、調査員が相談したところ、結果的に不要な携帯電話端末の機種変更契約を行わせ、当該契約に伴う費用を支出させたものでございます。

対応状況ですが、事案発生後に、事務処理ミスにより同様の事案が発生しないように、全職員に対しまして、注意喚起を行うとともに、本事案に関わった職員に対しまして、所属長から注意指導を実施し、再発防止に向けたチェック体制やリスク低減の方法について意見交換を行ったところでございます。

今後の再発防止対策につきましては、1点目としまして、先方から当方へ空メールを送信してもらうなど、可能な限り電子的な手段、コピー・アンド・ペーストで登録を行う、2点目としまして、今回のようにメールアドレスを手入力する際には、複数の職員でアドレスの最後の1文字まで丁寧に読み合わせによる確認を行う、これらの取組によりまして再発防止を徹底してまいります。

次に、決算状況について御説明をいたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

23ページまでが歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳入の内訳ですが、国庫支出金につきましては、国から委託を受けた各種統計調査の実施に係ります国庫委託金でございます。

23ページ、最下段をお願いします。

諸収入は、職員の通勤手当の返納分でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上段の統計調査総務費は、主に職員の給与費等でございます、不用額は、執行残でございます。

次に、中段の委託統計費は、国から委託を受けて実施した統計調査の経費でございます。

不用額は、事業実施後の執行残でございます。

最下段の単県統計費は、推計人口調査など、県単独の統計作成等に要した経費でございます。

不用額は、執行残でございます。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

資料25ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、国庫支出金の個人番号カード利用環境整備費補助でございますが、マイナポイントによる消費活性化策やマイナンバーカードの普及に向けた環境整備に係る補助金でございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助でございますが、マイナンバー制度におきまして、自治体間の情報連携を行うため

の中間サーバー・プラットフォームの活用に係る補助金でございます。

次に、財産収入でございますが、熊本県が株主でございます天草ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社ジェイコム九州からの配当金収入でございます。

次に、諸収入でございます。

共同システム運営受託収入ですが、県と市町村が共同で運用しております電子申請システムなどに係る経費の市町村負担金でございます。

続きまして、資料の26ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費でございますが、国の指定認証機関——J-L I Sと申しますが、が公的個人認証サービスを行う際に、各都道府県で負担等を行う公的個人認証サービス運営事業などに係る経費でございます。

不用額の40万円余につきましては、執行残でございます。

次に、企画総務費です。

旧情報政策課23名の職員給与費で、不用額は執行残です。

最後に、計画調査費でございますが、マイナンバー制度に係る連携サーバーのバージョンアップなどに伴います社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業などに係る経費です。

不用額750万円余は、入札執行残によるものです。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

資料27ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明いたします。

まず、国庫支出金の新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金ですが、デジタル社会への対応を見据えたコロナ禍における職場環境の整備、デジタル機器を活用した業務の効率化、省力化の推進等に活用できるということでございますので、庁内のデジタル化に活用しております。

次に、諸収入でございます。

共済組合収入ですが、これは、地方職員共済組合、熊本県職員互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金です。

次に、共同システム運営受託収入ですが、県と市町村が共同で運用している大容量ファイル送信サービス等の情報システムに係る経費の市町村負担金でございます。

次に、雑入ですが、企業局、病院局による知事部局の情報システム利用に係る負担金等になります。

続きまして、資料28ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費でございますが、パソコンの調達や保守等を行う庁内情報基盤管理運営事業やICTを活用した働き方改革等推進事業等に係る経費です。

不用額の4,800万円余につきましては、備考欄に記載のとおり、入札執行残及び経費節減によるものです。

次に、計画調査費でございますが、県庁、各広域本部等を高速回線で接続したネットワークの運用管理等を行う熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業に係る経費です。

不用額2,900万円余は、備考欄に記載のとおり、入札執行残及び経費節減によるものです。

システム改革課は以上です。

○田浦政策監 球磨川流域復興局でございます。

引き続き、資料の29ページをお願いいたし

ます。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、中段の繰入金ですけれども、五木村振興基金繰入金につきましては、五木村振興の財源に充てるために、五木村振興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

球磨川流域復興基金繰入金につきましては、令和2年7月豪雨からの生活再建や集落の復旧、復興などを推進する財源に充てるために、球磨川流域復興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済額との差、16億4,700万円余りにつきましては、基金を充当する事業の所要額の減に伴うものでございます。

30ページをお願いいたします。

次に、諸収入ですが、五木村振興受託事業収入につきましては、五木村からの要請を受けて県が施工しております村道整備に係る受託事業収入でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、企画総務費につきましては、球磨川流域復興局職員32名の職員給与費で、不用額は、その執行残でございます。

次に、計画調査費ですが、主な事業は、備考欄下段の事業概要に記載しております、五木村振興交付金交付事業、球磨川流域復興局運営費、球磨川流域復興基金交付金等でございます。

不用額の18億7,400万円余は、備考欄上段、不用額を生じた理由に記載のとおり、主に五木村振興交付金交付事業及び球磨川流域復興基金交付金の所要額減に伴う執行残、それから、球磨川流域復興局運営費の経費節減に伴う執行残でございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で企画振興部の説明が終わりました。

それでは、順次質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 今説明がありました球磨川流域復興局の収入においても、随分予算現額との差がございますが、所要額減による繰入金の減となっておりますが、これは、各市町村、大きく活用されているんですか。せっかくこれだけの基金を設けたのに、今もう2年過ぎましたが、まだまだ被害を受けた市町村においては、いろんな事業をやりたいところもあるので、それは何ですか、制度の周知が徹底しているんですかね。そういうことを感じますけれども、いかがですか。

○田浦政策監 ありがとうございます。

今御質問いただきました球磨川流域復興基金の活用についてでございますけれども、まず、今年度、多額の執行残と申しますか、それを生じてございます。

これは、大変多額になってございますけれども、1つは、球磨川流域復興基金と申しますのが、既存の制度では救えないものにつきまして復興基金のほうで救おうということでございます。その執行残の1つは、今、この球磨川流域復興基金で予算化をしておりましたが、それが国庫補助等に活用されたことによりて執行残が生じたものというのが1つございます。

それと、2つ目が、この基金、令和3年度の決算でございますので、令和2年の10月ぐらいに積算をするということになってございましたけれども、まだ令和2年7月から日がたつてございませぬので、なかなか市町村のほうも混乱をしておりまして、どういった積算をすればいいのかというところまでなかなか手が至らず、正直申し上げまして、少し積

算が過大になっていたというところがございます。

ですので、1つは、国庫が使われたということと少し見込みが多過ぎたということでございまして、予定した事業ができなかったということで余ったということではございません。

今坂田委員御指摘のとおり、これは非常に市町村にとって使い勝手のいい基金になるよというということで様々なメニューを考えてございますので、実際、市町村のほうにも御利用いただいておりますので、様々な分野で使っていただいているところでございますけれども、実は、私どもも、さらに活用していただけますように、各市町村を回って、こういった事業がございまして、ほかに事業でやってもらいたいものがあればメニュー化いたしますということで、聞き取り等もしながら、事業の制度化に努めているところでございます。

今指摘を受けまして、また今後とも事業の制度の周知等につきまして、努力をしていきたいと思っております。

○坂田孝志委員 基金の項目にあったが、それが国の補助事業の適用によって基金を使わずにそれで対応できたと、そういうことは非常にいいことだと思います。

熊本地震のときも、地域コミュニティ支援事業だったかな、本来なかなか予算措置し難いようなもの何かいろいろあったと思うんですが、地域コミュニティを維持するというような観点から、いろいろと柔軟に使えるようにやったのが記憶に残っておりますが、今回も、やはり様々なところで、細かなところでそういう需要もあると思うんですね。もっと、やっぱり各自治体あるいはその自治体からその先ですよ。集落というか、区というんですか、やっぱりそこら付近の方々が、こんなことに使えるんだということを分

かっていただいてももらえなければ、いや、困っている困っていると言うだけでは駄目でございますから、よくよくそういう細かな内容を各住民の方々に周知していただきたいと願っております。

そして、この復興が、まあ大きな復興は復興でありますけれども、やはり住民の身近なところの復興がより推進されることを願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田浦政策監 ありがとうございます。

今御指摘を受けましたとおり、被災者の方々に寄り添いながら、細かいニーズを酌み上げられるよう、今後も努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 働き方改革の件でお尋ねしたいと思います。

ICTを活用した働き方改革は、もう当然進められておりますし、今回、コロナの中でさらに進んできている部分もあろうかと思っております。

その中で、県庁の中における働き方改革の進捗状況というか、このICTを活用した、テレワーク等を含めて、様々な形でやられていると思いますが、その効果的なものがどの程度あったのか。当然、これからもこれは続けていかれる話になるというふうに思っておりますけれども、その先の見通し等も含めてお尋ねいたします。

○黒瀬システム改革課長 御質問ありがとうございます。システム改革課でございます。

昨年度まで、県庁内のDXを推進するというので、まず、今お話のありましたリモートワーク、それからオンライン会議の仕組みというのを整えてまいりました。

今年度に入りまして、コロナの数が大分増えたタイミングで、このリモートワーク用の仕組みという、実際、我々の熊本県で入れておりますのが、テレットという仕組みを入れておりますけれども、その利用率もかなり高くなっておりまして、特に一番高かったのが、8月に月間の延べの利用者数が9,000を超える数利用していただいております。

こういう形でリモートワークのほうは進めておりますし、オンライン会議の仕組みのほうも、今後も進めております。実際に、利用率というのはかなり上がってきております。というところでございます。

また、本年度は、職員向けのデュアルモニターのほうの整備であったりとか、あるいは新しく議会棟のほうにも、庁内無線LANのほうを整備するというところで予定をしております。

今後の進め方でございますけれども、業務の効率化に資するようなシステムの導入であったり、あるいは県民の方の利便性を向上するような仕組みのほうの導入を検討していくということを考えておるところでございます。庁内の各課とともに、庁内のDX、それから県民の方々の利便性が向上するようなDXを進めていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 そのような形で今後進められていくということで、分かりました。

現状において、この経済的な効果というか、どの程度それが、何とかな、経済とリンクした部分において、これをやることによって全体的な利益というか、そういうのがどの程度出ているかというのは、何か試算とか何かありますか。

○黒瀬システム改革課長 実際には、申し訳ございません、まだ経済的な効果がどの程度

というのは把握をしております。

一例で大変恐縮ですけれども、申し上げたいと思います。

我々のデジタル戦略局のほうでは、昨年度から、庁内のよその部局よりも先行して、先ほど申し上げましたデュアルモニターを全職員に配置をしております。

その結果でございますけれども、ペーパーレス化といいますか、コピー機の使用量の減というのが出ておりまして、昨年度10月にデュアルモニターを全職員に配備しておりますが、それ以降、11月から翌3月まで、5か月間でございますが、令和2年度の11月から3月までと比較しまして、約3割減、72%というような数字が出ております。

こういうものを全体的に調べていきまして、今藤川委員のほうからも御質問のあった経済的な効果というのを出していかなければならないというふうに考えております。

御質問にお答えしているかどうか分かりませんが、すみません、以上でございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。

どちらにしろ、最終的に県民の利益につながるような形でやっていただければと考えておりますので、そういう部分において、やっぱり県民も、デジタル化の中で、その中で恐らく生活していかなくちゃいけない時代がもう近くに来ているというふうに考えております。

昨今出ているのが、マイナンバーカードに保険証のひもづけであるとか、免許証のひもづけであり、様々なことがこれからも起こってくるというふうに考えておりますので、その部分を県民に周知徹底していただいて、そこに参画できるような仕組み、それも簡単に参加できるような仕組みをつくっていただければと思います。

まだまだ、やっぱり高齢者にとってはハードルが高いと思います、現状の中では。現在

も、マイナンバーカードは56%ぐらいというふうに全国で聞いております。熊本県、市一熊本市は結構伸びているという話は聞いておりますけれども、そういう意味おいて、県民に周知方、そして、今言ったように、簡単に入れるような仕組みを国とともにこれは考えていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中村亮彦委員 交通政策課にお尋ねしたいんですが、附属資料の3ページの2段目、空港アクセス鉄道の整備調査に係る経費についてお尋ねしたいと思います。

まず、2つだけちょっと確認させていただきたいんですが、8,200万円余のこの予算額は、これは3つのルートを選定に係る調査の費用なのかということと、あと、2点目が、繰越額が3,400万円余ということで、半分ぐらい残っているんですけども、一番右の進捗率から言うと95%ということになっていますから、もうほとんど終わっているというふうに見えるんですけども、この調査はこれで終わりなのかという2点をまず確認させていただきたいと思います。

○坂本交通政策課長 まず、御質問の1点目の8,200万円の予算につきましては、追加調査をする前の分のいわゆる、何と申しますか、委託経費の分も入っています。追加調査に係る経費というのがこの繰越額の3,460万円余という形で、予算につきましては、それ以前の調査費も入っておりますけれども、追加調査に関しましては、この繰越額の3,460万円余が、3ルートの追加調査に係る経費ということで御理解いただければよろしいかと思っております。

執行につきましては、契約期間といたしましては、年内12月までという形で鉄道・運輸機構と委託をしております、必要な調査を

お願いするときに、随時金額をお支払いしていくという形で、中間調査取りまとめまでかなりの調査をお願いいたしましたので、執行率としては95%という形になっております。期間といたしましては、年内という形でございます。

以上でございます。

○中村亮彦委員 ちょっと前の資料がないので、ここで私の記憶なんですけど、三里木ルートだけを調査したときに、1年目がたしか5,000万ぐらいの調査費がついていたと思うんですよ。たしか2年目が7,000万ぐらいついていたと思うんですね。その調査費がもしこれに入るとするならば、3,400万円で、だから、1億2,000万ぐらい合計かかったと思うんですね、三里木のやつは。それから、3ルートにして、あと3,400万ということになりますと、非常に安いような気がするんですけども、これはいかがかなとまず思い……比較です、比較。

○坂本交通政策課長 委員御指摘のとおり、これまで累次、平成30年度から調査を進めてまいりまして、その時々で前提条件であったり、あるいはその調査の手法で、手法といえますか、どれだけ深掘りをするかという部分の中で進めてまいりまして、御案内のとおり、三里木ルートの調査の中でも、数回に分けて1億円の調査をしているという事実がございます。

今回の調査につきましては、その調査結果も活用しつつ、3ルートについて、時間の制約の中で必要な比較調査をするということでの3,400万円ということですので、以前の調査結果も当然これには活用されているという、我々としては理解しております。

以上でございます。

○中村亮彦委員 三里木駅1つのルートだけ

で1億円ぐらいで——まあ、それは混ざり合っていますから、どこでどう振り分けられたか分かりませんが、ただ、やっぱり3,400万、非常に何か安いという疑問を持ったから今質問させていただいたんですが、恐らく三里木ルートを一旦やったときに、B/Cとか需要予測とか、その辺の算出の仕方といいますか、その辺のところは、まあ初めての調査だから、やっぱり大変時間も労力もかかったんだと思うんですね。そのやり方を、原水、それから大津というふうに、まあ1回テンプレートがあったから、それに合わせてこうやっていったから多分こうやって安いといいますか、低額で調査ができたんだというふうに思いますが、数字を見る限りにおいては、何かちょっとあまり少ないものですから、十分なかなというふうな疑問を持ったからちょっと言ったんですが、ということは、前回、高速交通の委員会ですら出していただいたあの資料、これはもう要約して出していただいたと思うので、本当の資料というのは物すごい量だというふうに思うんですけども、要約していただいたあの資料でもう十分、十分だといいますか、あれ以上の資料はもう出ないということ、これでよろしいですか。

○坂本交通政策課長 基本的には、今回の調査委託に関しての基本的な数字としての調査については、あの結果の比較で御説明をしたということですので、委員御指摘のとおり、あの中間報告がほぼほぼ概要をまとめたものという理解でよろしいかと思いません。

○中村亮彦委員 繰越額の95%進捗しているということですから、そういうことだろうというふうに思いますので、あの資料に沿ってまた——別の委員会でも言いましたけれども、十分な説明、よろしくお願ひしたいと思

います。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 移住定住促進事業についてお尋ねします。10ページです。

この主な成果を見ると、2,025人が、令和3年度、本県に移住したというふうに書いてありますけれども、増えているのかどうなのかというのをお尋ねします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

2,025人、こちらのほうは、前年度と比較しますと、若干ですけれども、増えております。前年度が1,700人ほどでございましたので、その辺りは——2年度、減ったのはコロナの影響等もあったのかなと思いますけれども、一旦落ち込んで、それからまた3年度、再び伸びてきているという、そういう状況でございます。

○岩田智子委員 福岡に何か窓口をつくっていらっしゃるんですよね。福岡のその状況をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○久保田地域振興課長 福岡は、委員御指摘のとおり、7月に移住の相談窓口を新設させていただきました。天神にあります福岡事務所内に置いております。

○岩田智子委員 今年ですか。

○久保田地域振興課長 今年です。今年からで、それは、今までは県庁とあと東京、それから大阪に移住の相談の窓口を置いておったんですけども、やはり福岡が本県からの一番人口の流出先というところがありますもの

ですから、今までも出張の相談会等はやっておったんですけども、さらにてこ入れが必要だということで、今年から移住相談窓口を設置させていただいております。

○岩田智子委員 まあ、少し増えている——コロナの状況とかもありながら、いろいろ施策をされていると思いますけれども、移住の定住率というかな、移住してきた方が、やっぱり、そういうのというのは調べられてないんですかね。

○久保田地域振興課長 私ども、今この移住者数というのは、住民窓口等でのアンケート調査で、外から入ってこられた方、例えば転勤とか業務の都合で来られている方は除いて、自発的な意思で本県のほうに転入されてきた方を移住者数ということで把握しておるんですけども、どのくらい定住されたかということまでは、申し訳ございません、今現状把握できておりません。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

今日、ちょっと新聞で、村おこしの方々が途中で辞めて帰っちゃうとかいう話がちょっと出ていたので、定住のことも気になっているんですけども、熊本、いっぱいいろんな方が来られるように、また頑張ってくださいなと思って質問しました。

以上です。

○堤泰之委員 御質問です。12ページの持続可能な草原の維持システムの構築推進事業とありましたけれども、これは具体的には野焼き等も絡んでいるような事業なんですか。それらとはまた別の事業ですか。

○久保田地域振興課長 こちらのほうは野焼きもやっておりまして、具体的には、例えばセンサーとかカメラとかのついたドローンを

活用した、そういうICT技術を活用してより安全で効率的な野焼きができないかとか、そういったところですか、あるいは毎年輪地切りで防火帯を整備して、野焼きに先立って輪地切りということで延焼しないようにしているんですけども、それが毎年毎年というのも手間になるので、恒久防火帯、そういったものを整備するといったような取組をこの事業の中ではやっております。

○堤泰之委員 今年度、結構飛び火があって、かなり損害が出たと聞いておりますし、それによってちょっと牧野の野焼きの維持ができなくなる可能性があるということも聞いておりますけれども、そういった方に対する今後の補助というか、支援策というのはございますでしょうか。予算として、そういったものも入った予算と見てもいいですか。

○久保田地域振興課長 恒久防火帯の整備等、延焼対策というのは、既存の事業の中でもやっております。

委員御指摘のとおり、やはり延焼による火災、それに伴って、場合によっては補償、賠償責任を負われるケースもあるというところで、その辺りを懸念されて野焼きをやめたいとおっしゃるケースもあるというふうには聞いております。

ですから、その辺り、まだ——そういった声は聞いていますが、現状、次年度に向けての取組ということになってきますので、今まだ検討している段階ではございますけれども、やっぱりそういった野焼き延焼に伴う負担、例えば損害保険の活用とか、そういったことができないかとか、そういったところは、ちょっと新年度の予算編成に向けまして、しっかりと検討していきたいと思っております。

○堤泰之委員 ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかに質疑は。

○坂梨剛昭委員 説明資料の3ページで、世界チャレンジ支援寄附金、また、企業版のふるさと納税ということで、まち・ひと・しごと創生寄附金、この予算現額と調定額、収入済額も含めた中で、その比較としてかなり違いが出ているのかなど。ここのその違いをちょっと詳しく教えてもらえないでしょうか。

○小川企画課長 企画課でございます。

今委員御指摘ありました、この寄附金の部分の差額についての詳細の説明ということでさせていただきます。

世界チャレンジ支援寄附金、こちらにつきましては、当県で行っております若手芸術家の方ですとか、あとは高校生、こういった方の留学の支援、こういったものをしております。

ここの部分の比較の差額については、備考欄に記載のありますとおり、寄附金の減というところになっております。

我々様々な手段を通じて、県の各経済界の方ですとか、そういった方をお願いをしながら今寄附金を募っているところであるんですが、コロナ禍の影響もありまして、実体として見込んでいた寄附金より少なかったというところがこの差額に表れております。

これについては、とても若者の方の海外へのチャレンジのきっかけになる大切な事業だと認識をしておりますので、コロナも少しウィズという形にもなってきております。引き続き、この御寄附を御理解いただけるように、活動を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、その2つ下のまち・ひと・しごと創生寄附金、こちらの部分になります。

こちらは、いわゆる企業版ふるさと納税で頂いた御寄附の額ということになっておりま

す。

こちらは、先ほど冒頭私も少し御説明をさせていただいたんですが、当県、企業版ふるさと納税を本格的に受入れを始めた年が令和2年度からになっております。

これは、国の税制の控除の制度もこの年に大幅に変わっておりまして、いわゆる節税の効果が6割から最大9割に上がるですとか、あとは各自自治体が行う地方創生の事業に割と幅広く充てられるというような制度改正もございまして、当県としても、この令和2年度から、ぜひ活用させていただきたいということで進めました。

御存じのとおり、令和2年度は、7月に豪雨災害が発生をしております、大変ありがたいことに、この初年度の令和2年度というものは、かなり大きな額を御寄附いただいております、約1.6億円余りということで、これは、市町村ではないんですが、道府県の中でのランキングで1位の額を頂いております。

そういったところもありまして、次の年度の令和2年度の秋に、来年度どのぐらいの額を頂けるかというのを積算を少し多くさせていただいております。結果として、令和3年度は、ここに記載ありますように、1.7億円余というところになりまして、その結果、この差が生じてしまっております。

ただ、この令和3年度の1.7億円余も、非常に大きな金額でして、実は2年連続道府県で1位の額になっております。それだけ、他の県の出身の企業の皆様からも、熊本県に非常に大きな寄附を頂いているという実績がございまして。

引き続き、いろんな事業に活用させていただきたいと考えております。

以上になります。

○坂梨剛昭委員 引き続き、世界チャレンジ支援に関しましては、若い方々が挑戦するよ

うな形で県行政としてもしっかりと発信をしていただき、増額になるように努力していただきたいなというふうにも思いますし、企業版ふるさと納税に関しましても、TSMCも含めて、様々な可能性がこれから熊本は生まれるぞというふうなところをしっかりと発信していただくことが大事なのかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 10ページの計画調査費の中の地域づくりチャレンジ推進事業のことでお尋ねいたします。

冒頭、部長からも、昨年の決算特別委員会で指摘を受けて、各地域づくりの団体にとっては使い勝手がよく、喜ばれている補助金であるが、偏在があるという御指摘があったということであります。

より丁寧に制度を周知して、事業活用を呼びかけましたということで、件数は増えていると思いますけれども、以前、里モンがありましたですね。定額助成の50万。地域のいろんな地域課題を解決する、地域づくりの芽吹きを支援する入り口として、非常に使い勝手がよかったです。その役割が終わって、今度地域づくり、この辺まで拾い得たのか、あるいは丁寧に説明をして、地域への偏在がなくなって——私、何を言わんとするかと言うと、補助金の申請に慣れている人たちだけが使い勝手がいい地域づくりチャレンジ事業じゃないのかなという気が片方でするんですね。

先ほど、坂田委員からも、復興基金の球磨川のあの豪雨枠もつくっていただいて、夢チャレのほうにもありますけれども、本当は球磨川の復興基金でソフト事業で救い得て、失われた地域づくり、持続可能な地域づくりの上には、もっと復興基金を活用されてしかる

べきだろうと私は思っているほうなんですけれども、このこと、この地域づくりチャレンジ推進事業の過渡期を経て、里モンが定額助成であって、あれは3か年でしたかね、こうやっていろんな段階を踏んで、いよいよこういう地域づくりチャレンジ事業に昇華していったというふうに思っているんですけれども、72件ですか、この辺の不用額等もあつたり、執行残もありますけれども、里モンであれだけアワード、賞もつくって、地域づくりのこともやってきた、それで、どうぞ地域づくりチャレンジ推進事業でやってくださいということで、ここに執行残があるわけなんですけれども、そういう過渡期を経た今後の——県内各地に地域課題はたくさんありますけれども、そういうことに果敢に挑戦する各種団体についてどのようにお考えだったのか、ちょっとその辺の取組が、残が起きた理由ですね、しっかりちょっと説明していただきたいです。

○久保田地域振興課長 地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、10ページの資料にございますとおり、昨年度、2,990万円余の執行残という形で出ております。

こちらのほうが、予算の規模感から御説明させていただきますと、昨年度の当初予算では、通常分の4,600万円余と、それから7月豪雨分で4,000万、8,600万円余の当初予算が3年度の当初ございました。それに併せまして、前年度、2年度の2月補正予算でコロナの交付金を活用しまして1億8,900万円余の予算を確保しておりました、こちらのほうが、まあ2月補正ということで全額繰り越してきております。ですので、3年度は、当初と2月補正の繰越分を合わせまして2億7,600万円の予算からスタートしているというところでございます。

その中で、3年度の当初分につきましては、最終的に——一部減額補正もしたんです

けれども、400万円ほど、最終的に地域団体のほうで思ったように事業が取り組めなかったという面で執行残が出てきた部分でございます。

一方で、2月補正の分、コロナの分につきましては、こちらのほうも、当初分と合わせて3回の募集を行ったんですけれども、最終的には2,500万ほど、1億8,900万のうちの2,500万円、全額は使い切れませんでしたけれども、1億5,000万円ほどは活用させていただいたというところでございます。

その結果としまして、先ほど部長の御説明の中では、4年度が72件ということで増えていると。3年度につきましても、68件の事業を採択しております。こちらが、前年度、2年度が34件でございましたので、倍以上に増えているというところでございます。

偏在というところでいきますと、地域の自発的な取組を促していくという部分もございますものですから、なかなかやっぱり、市町村別に見ていけば、全く手が挙がってないところというのも正直ございますけれども、その辺りは引き続き周知を図って、活用をしていただけるように働きかけていきたいと思っております。

それが夢チャレのいわゆる補助金の部分でございまして、それ以外に、地域課題解決プロデューサー人材活用事業というのもございまして、これは、結局、地域のために何かやりたいけれども、ちょっとどうしていいかわからない、やり方がわからないという方に対して、実際にその地域づくりをやらされている方々をプロデューサーとして派遣しまして、伴走型の支援を行っていただくということで、こちらは、プロデューサーの方も限りがあるものですから、年間4件ほどしかできておりませんが、こちらにつきましても、次年度以降は、例えばもうちょっと横展開できるような、何かそういうプロデューサー人材による地域団体の支援の仕組みをも

う少しほかの方々にも広げていって、同じように地域づくりに一から取り組んでいただけるように、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○緒方勇二副委員長 ありがとうございます。

里モンから地域づくりチャレンジ事業に上がってきた人たちの団体って、多いものなんですかね。

○久保田地域振興課長 申し訳ありません。ちょっと今、里モンのときの支援団体の皆様と今の採択されている事業者と、ちょっと突合したデータというのがございませんものですから、申し訳ございません。

○緒方勇二副委員長 すみません。ありがとうございます。

ああいう芽吹きをしっかりと育てて、本当に使い勝手がよくて、本当に取り組みやすい補助、定額助成でした。

結果、そのことをもって地域課題を解決するプロデューサーの派遣事業もされて、いろんな掘り起こしをやっていただいて、非常にありがたいことです。

で、63件のうちで1億8,000万を使い切った予算だったんですか、これは。そういうふうに考えていいんですね。

○久保田地域振興課長 68件は、通常分も含めて、全ての――1億8,900万というのは、コロナ対策分ですね。それで、通常分と7月豪雨分で、当初予算分の8,600万の2億7,600万円でございます。そのうちの――ただ、執行残が2,900万ほど出ておりますので、それ以外の事業で、まあ夢チャレの補助金以外にも、そのプロデューサー人材活用事業ですとか、ほかの事業もございまして、この2億7,000万余りの予算の中で、夢チャレの

補助等も取り組ませていただいているというところでございます。

○緒方勇二副委員長 ありがとうございます。

ぜひ、より丁寧に制度を周知していただいて、意外と市町村を経てやるものですから、なかなか皆さん方、本当は自前でたくさんやっておられる活動に対して、こういうことがハード事業で本当はしたいんだよねという相談をよく受けます。だけど、なかなかハードルが高いようにも見えるので、そこを、せっかく事業活用を呼びかけていただいて、育てていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

○久保田地域振興課長 夢チャレの補助金につきまして、100万円以下の申請をされる団体につきましては、3年度に一部申請様式の簡素化を図ったりとか、より使い勝手がよいようにしておりますので、あとは今まで以上に周知が図れるように、市町村ともそうですし、広域本部あるいは振興局とも連携しまして、さらに周知に取り組んでまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○堤泰之委員 すみません、ちょっと重ねてになりますが、地域づくりチャレンジ推進事業について、これは、たしか1回目、初めてやる事業についてのみ補助金が出たんじゃないかという記憶だったんですけれども、そうでしょうか。

○久保田地域振興課長 こちら、最高3年間までは活用していただけます。

○堤泰之委員 3年間いいんですね。

○久保田地域振興課長 はい。

○南部隼平委員 先ほど坂梨先生が質問された企業版のふるさと納税について、ちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、今現在、もちろん入ってくるお金があって、1億7,000万余りというところで、それは、具体的にその使用用途がある程度決まっていると思うんですけども、その具体的な内容について教えていただいてもいいですか。

○小川企画課長 企画課でございます。

今の委員の御質問は、その企業版ふるさと納税で頂いたお金が、具体的にどういった事業に使われているかという、そういった御質問ということでよろしいですか。

○南部隼平委員 はい。

○小川企画課長 分かりました。

先ほど御説明させていただいたとおり、当県、非常に多くの企業版のふるさと納税を頂いております。

少し制度は複雑にはなるんですが、熊本県のほうで、県庁内で様々な事業がありまして、その事業を一つ一つパッケージをしまして、それに対して、国の例えば地方創生の交付金ですか、こういった事業も活用しながら様々な事業がされております。そういったそれぞれの事業の中に、企業様から頂いた寄附金が一定程度充当されて、活用をされております。

今日は企画振興部ですので、例えば企画振興部の中で言いますと、先ほどから話が出ております地域振興課がメインでやっております移住、定住の関係の事業、こちら地方創生の交付金の事業の一つとなっております。これに企業版ふるさと納税で頂いた額も一定程度充てられて、活用をさせていただ

ております。

以上です。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

お尋ねしたのが熊本県なので、やっぱりある程度県内全域に関わる、それに資するものということがもちろん大前提になると思うんですけど、ほかの市町村とかを見ますと、非常にやっぱり企業側のメリットとしても大きいというところで、例えば大田市とかでは、新設のアリーナを造る際に、この企業版ふるさと納税を数十億円オープンハウスさんから頂いて、そういった施設を新しく造ると、そういったことにも活用されておりまして、実際、これはヴォルターズさんとかからも非常に要望があったりとか、そういったこともあったんですけども、県全体でというのはなかなか、市町村のほうがそういう場合は親和性が高いのかなとは思いますが、そういった、県もスポーツ施設、あらゆる施設が非常に老朽化して、今後、改修なり新設なりということを検討している中で、やはりこの企業版ふるさと納税というのは、スポーツ施設を新しく造る上でも、新たなスキームとして非常に注目されているというところでもありますので、ぜひそういったスポーツとか、スポーツによる地方創生ということもありますので、そういったところにもぜひ目を向けていただきたいなというふうに思っております。

何かあれば。

○小川企画課長 企画課でございます。ありがとうございます。

我々としましても、全国、他の自治体で、いわゆるそのスポーツ施設のためにこの企業版ふるさと納税が活用されているということは承知しております。

委員おっしゃるとおり、私も幾つか調べた中では、いわゆる基礎自治体といえますか、

そういった場合が多いのかなという認識がございますが、いずれにしても、このスポーツ施設の在り方につきましては、県でも大きな課題と認識をしております、これは、3年度ではなく令和4年度の予算で、我々企画課として、県内の幾つかあるこのスポーツ施設の今後の在り方の検討というものを、今ちょうど委託をして進めております。

その中でも、ファイナンスの部分、資金調達をどうしていくのか、公的な部分、後は民間の部分、どう融合させて進めていくのか、様々な手法があると思いますので、引き続き我々も検討を進めて、勉強してまいりたいなと考えております。

以上です。

○前川収委員 関連でお願いします。

今南部委員からは、いただいたふるさと納税の使い道の話についてのお話があったと思いますが、企業版ふるさと納税については、これは所管じゃないと思いますけれども、出す側の企業が、非常に使い勝手が悪いと、出したけれども、なかなか損金扱いにもならないとか、いろんな部分があって、これは皆さん方は御承知おきないのかもしれませんが、たしか金融庁か何かが所管している内容らしいですけれども、県内の金融機関が積極的にこのことを集めようという意識を持って動いていってほしいけれども、どうしても弊害があると、つまり企業側から見た出しにくい弊害というのがあるということでありましたので、もし分かれば教えていただきたいし、調べていただいて、それは、我々側から国の制度に対して、もうちょっとチャレンジしてもいい課題があるんじゃないかというふうにも思っておりますので、御存じですか。

○小川企画課長 企画課です。

今御指摘いただきましたその企業版ふるさと納税の、いわゆる使い勝手の部分になると

と思いますが……。

○前川収委員 企業側からのね。

○小川企画課長 はい。企業側からのということになると思います。

先ほど御紹介させていただきましたその寄附額については、6割から9割が税制優遇されるということで、以前と比べると使い勝手がよくなったのではないかなと我々としても認識をしているのですが、例えば、当然これは寄附金になりますので、企業に対して寄附を行うことの代償として、経済的な利益を共有することは禁止というのがありまして、そういった中で、例えば金融庁からですとか国の内閣府から、こういった事業は当たらないとか、そういった例はいろいろやはり示されておりまして、もしかしたらそういった部分で——原則としては、もちろん駄目というのはあるんですけども、個別個別で見てきたときに、この寄附の精神に照らして妥当かどうかというところの難しさが、もしかしたらあるのかなというのは感じております。

そういった例も企業からお聞きをしつつ、引き続き、企業の皆様から御寄附を頂けるように、県としても頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○前川収委員 まあ、納めていただかなければならないというか、たくさん頂いたほうが我々は助かるわけではありますが、出す側の企業に、出したいというモチベーションがあるけれども、制度上の弊害があつて、今おっしゃった部分なのかもしれませんが、そこをもう少し低くしてくれとか、変えてくれればもっと出しやすいんだけどという話をいただいたことがあります。

どうぞ、これは、制度は国の制度なんですけれども、県も頂く側として、たくさん頂け

るようにしたほうがいいわけですから、その制度について、出す側の企業がどうお感じになっていらっしゃるのか、その部分をしっかりと研究してもらって、また教えてください。ぜひ民間との連携もお願いします。

県内の某金融機関が、このことを一生懸命やりたいと思って取り組んでいらっしゃることは御存じだと思いますけれども、そういったものと連携しながら、問題点を我々も把握して、制度を変えてもらうということに対しては、やっぱり国に対してもちゃんと訴えていくということが必要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

これは要望で結構です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○前田敬介委員 すみません、監査結果指摘事項からでも大丈夫ですか。

統計調査課の指摘事項のこの文章なんですけれども、すみません、ちょっと自分がしっくりこなかったのでお聞きしたいんですけども、メールアドレスを誤って登録されて、端末機種を変更、損害賠償という対応になっていますけれども、メールアドレスの変更だけでいいのではないかと。そのセキュリティの問題とか、すみません、この文章だけで分からないんですけども、その辺の因果関係が、説明と対応が何か合っていないような気がするんですけども、御説明をお願いします。

○馬場統計調査課長 今お尋ねいただきました社会生活基本調査という調査の中に、オンライン回答状況管理システムというのがございまして、調査員さんに対してオンライン回答があった場合に、その情報が直接調査員にメールが返るような仕組みがございまして。調査員は、そこに行って回収する必要がなくなるという、そこで、そのシステムに登録する

必要がございまして、調査員各自のメールを。

で、メールアドレスを調査員さんたちから紙で入手しまして、県職員がそのシステムに手入力をする、その際に間違えて登録したものですから、メールが届かない、その情報が調査員に届かないという状況がテストの期間中に続きまして、そうなる、通常ですと、その各端末の設定の問題とか普通はあるんですけども、それを、一回販売店のほうに相談していただけないかということをお職員が助言したと。

その助言に従って調査員さんが取扱店のほうに訪問されて、この機種に何か問題がないかということで相談されて、いろいろ調べられたんですけども、設定等に不具合はないと。となると、最終的に機種の問題じゃないかと、たまにございますということで、その販売店と調査員さんの間で機種変更手続をされたと。

ところが、よくよくその後調べますと、県職員がメールアドレスを誤っていたと、登録をですね。ですから、その県職員が調査員さんのメールアドレスを入力したということと機種変更をされたという間に因果関係があるということから、県の賠償責任があるという判断の下に、かかった費用等を賠償したという内容でございます。

○前田敬介委員 分かりました。

アドバイスミスというところで多分発生したのかなというところなんです。分かりました。大丈夫です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了します。

午後1時まで休憩いたしたいと思います。

午前11時25分休憩

午後0時57分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 令和3年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は、「県立自然公園については、維持管理に係る事業が進んでいない箇所が多数あるので、適切に公園を管理できるよう、地元の市町村や地域振興局と連携するとともに、関係部局においても全庁的に連携強化を図ること。」という御指摘でございました。

措置状況につきましては、広域本部及び地域振興局で観光振興を所管する総務振興課、観光施設の整備、管理を所管する林務課と当部の自然保護課が意見交換等を行った上で、県有自然公園施設が所在する15市町村全てを訪問し、各施設の現状確認、要望等を把握するとともに、今後の対応方策等について協議を行いました。

具体的には、観光振興の観点から、今後とも、必要な施設については、改修や再整備等の優先順位をつけ、毎年度計画的に改修等を実施いたします。

なお、現有施設を全て維持、管理するために必要な予算を確保していくことは困難であることから、総務部等とも協議の上、施設の改修等を実施した上での市町村への譲渡、使用頻度が少ない等必要性の乏しい施設については撤去を行うなど、県有施設の総量削減にも取り組んでおります。

今後とも、市町村及び広域本部、地域振興局、そして総務部等の関係部局と連携し、施設の必要性や改修の緊急性等を考慮した上で、施設の改修、適正管理等に取り組んでまいります。

御指摘に係る措置状況は、以上のとおりです。

続きまして、環境生活部の令和3年度決算概要につきまして御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

令和3年度歳入歳出決算総括表の左端、区分欄のとおり、当部に関連する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額114億6,400万円余に対しまして、調定額、収入済額は、ともに112億7,300万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済額との差額であります1億9,100万円余は、主に事業繰越しに伴う国庫補助金の減によるものです。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額191億2,600万円余に対しまして、支出済額は181億1,500万円余、繰越額は5億100万円余、不用額は5億900万円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、水俣病総合対策事業における療養費の支給額が当初の見込みを下回ったこと及び入札に伴う執行残などでございます。

以上が環境生活部の令和3年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

最初に、今年度の定期監査におきまして、環境生活部への指摘事項はございませんでした。

それでは、環境政策課の決算について御説明します。

資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額の差が165万円余ございますが、これは、令和4年度に事業を繰り越したことによるものでございます。後ほど附属資料のほうで御説明いたします。

3ページは、歳出でございます。

上段の一般管理費は、災害対応等で人事課から特別配当を受けた職員の時間外勤務手当等でございます。この項目につきましては、各部局の筆頭課に一括して計上することとなっております。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事業などでございます。

繰越額165万円余ございますけれども、これも後ほど御説明します。

また、不用額531万円余につきましては、待ち受け予算であります政策調整事業の執行残及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限によりまして、水銀研究留学生の入国が遅れたことによる奨学金等の支給分の額等になります。

下段の諸支出金は、次に御説明しますチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰入金でございます。

4ページをお願いします。

チッソ関連の特別会計でございます。

最初に、この特別会計の概要を御説明します。

チッソが行う補償金の支払いに係る資金の貸付けや水俣・芦北地域振興財団がチッソに対して行った一時金の支払いに係る資金等の貸付けのために発行した県債の償還などを円滑に行うための特別会計でございます。

各項目については、備考欄の説明書きを御参照いただきたいと思います。

チッソへの金融支援につきましては、閣議了解に基づき、県が患者県債や一時金県債等を発行して貸付けを行いますとともに、チッソの経常利益の中から可能な範囲で県に返済を求めております。この返済額が県債の償還額に不足する場合は、その8割を国庫補助金、残りの2割を全額交付税措置がある特別県債を発行しまして、県の償還財源に充当しております。

それでは、内容を御説明いたします。

まず、歳入について、全ての項目で、不納欠損額、収入未済額はございません。

ページ上段のチッソ貸付金元金及びその下の利子の合計1億700万円余は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金の返済金でございます。

中段の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、いわゆる平成7年一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金でございます。

下段の国庫支出金4億2,900万円余は、先ほど触れましたチッソからの返済額が償還額に不足する分の8割に相当する国からの補助金となっております。

5ページ上段の一般会計繰入金11億6,800万円余は、特別県債の元利償還に必要な資金

の繰入れ、中段の県債は、後ほど歳出に出てまいりますけれども、チッソに対する特別貸付金1億600万円の財源として発行した県債の額になります。こちらにつきましては、全額交付税措置されております。

下段の一般会計繰入金7億5,600万円余は、平成22年の水俣病特措法に伴う一時金県債に係る元利償還金に対する繰入金でございます。

歳入は以上です。

続いて、6ページからが歳出になります。

まず、上段のチッソ貸付費5億3,600万円余は、水俣病認定患者に対する補償のための県債の元利償還金でございます。

中段の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、平成7年一時金県債の元利償還金でございます。

7ページ上段の支援措置費のうち特別貸付金1億600万円は、特別県債によるチッソへの貸付金となっております。

中段の公債費11億6,800万円余は、特別県債の元利償還金でございます。

利子償還に不用額43万9,000円ございますけれども、これは、予算要求時点の利子の見込額との差によるものでございます。

8ページをお願いします。

一時金支払関係支援費7億5,600万円余は、平成22年の特措法に伴う一時金県債の元利償還金でございます。

続きまして、繰越事業につきましては、附属資料のほうの1ページをお願いします。

水銀フリー推進事業におきまして、水銀削減に関する普及啓発、情報発信のための動画作成に必要な費用を令和3年度2月補正で計上いたしましたが、年度内に十分な事業期間を確保することができず、繰り越したものでございます。年度内に事業完了の見込みでございます。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、下から2段目、水俣病総合対策事業費補助が主なものとなっております。これは、医療事業における対象者数の減により、歳入予算は減額補正しておりますが、国からの補助金は、年度当初の申請額により交付されるため、差額が生じるものでございます。

なお、この差額は、本年度国に返還いたします。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

公害保健費について、不用額2億4,900万円余の主なものは、水俣病総合対策費等扶助費における対象者数の減、胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業における新型コロナウイルス感染症の影響等によるサービス利用回数の減により、それぞれの実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともありません。

表の2段目の公害健康被害補償事業事務交付金で167万円余、収入済額が予算現額を下回っております。

この交付金は、水俣病認定検診や審査など認定審査業務に要する経費について、国から2分の1が交付されるものですが、新型コロナウイルス感染拡大のため、水俣病の検診等

の実施を一時見合わせたことなどに伴い、交付額が予算現額を下回ったものです。

続きまして、歳出でございます。

13ページをお願いします。

最下段の公害保健費について、3,964万円余の不用額が出ております。

これは、右側の備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響等に伴い、水俣病の検診等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料の14ページをお願いします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

15ページの4段目、環境保全基金繰入金につきましては、予算現額に対して収入済額が350万円余の減額となっております。これは、基金充当事業の実績額が、所要見込額を下回ったことに伴いまして、基金の取崩し額も減額となったものでございます。

16ページをお願いします。

16ページ下段の計画調査費ですが、これは、主に企業局の工業用水道事業の資金不足に対する貸付金のほか、地下水保全などを行うものです。

不用額190万円余は、経費節減等に伴う執行残でございます。

17ページ2段目の公害対策費ですが、これは、地球温暖化対策、環境センターの運営に関する事業などがございます。

不用額2,020万円余でございますが、環境センターの修繕工事の入札残のほか、2050くまもとゼロカーボン推進事業の会議の運営について、当初は外部委託を予定しておりましたが、それを見直し、直接運営したことによって生じた諸経費の残でございます。

繰越額の3,500万円余につきましては、後ほど附属資料で説明します。

最下段の工業用水道事業会計等繰出金ですが、これは、企業局の元利償還の一部や児童手当など、一般会計が負担すべきと整理された費用に対する補助でございます。

最後に、繰越事業につきまして、別冊、附属資料の2ページをお願いします。

球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業として、断熱住宅のリフォーム、新築に対する補助を行いました。年度内に完了しない補助対象工事がございましたので、繰り越したものでございます。既に70%は完了が報告されており、本年度内には全ての工事が完了すると見込んでおります。

環境立県推進課は以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

下段の水道関係費補助について、予算現額と収入済額との差が5,930万円余でございますが、これは、主に令和4年度に事業繰越しを行ったことによるものでございます。

事業繰越しにつきましては、後ほど附属資料により御報告いたします。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、衛生費のうち、まず、上から2段目の公害対策費でございますが、これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発に際し、環境影響評価が実施される地域開発や公共事業について、環境に悪影響をもたらさないよう事前に審査指導を行うとともに、関係機関との連絡調整を図るための環境影響評価指導費などでございます。

不用額320万円余につきましては、人件費及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、3段目の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内36か所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁からの委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等でございます。

不用額1,720万円余につきましては、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村が実施する水道施設の整備等に対して補助する水道施設整備事業、水道法に基づく事業認可や指導監督、飲用井戸の衛生対策等を行う上水道費、上天草宇城水道企業団の企業債利子償還に対して補助する水道広域化施設整備利子補給事業等でございます。

不用額1,130万円余につきましては、水道施設整備事業に係る補助所要額の減に伴う執行残でございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の3ページをお願いいたします。

水道施設整備事業でございますが、補助事業におきまして、工事に伴う特注品の入手に時間を要したことにより年度内に工事が完了しなかったことによるもの、また、関係機関等との協議に時間を要したことにより繰越しとなったものでございます。いずれも今年度中に完了する見込みでございます。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

上から3段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、これは、感染症対応に係る自然公園内の施設改修に対する国の交付金でございます。予算額に対して収入済額が3,000万円余の減収となっておりますが、これは、令和3年度2月補正で計上した事業でございます、繰越しとなったものでございます。

下から2段目の自然環境整備交付金、これは、国立公園内の施設整備等に対する国の交付金でございます。予算額に対しまして収入済額が2億5,000万円余の減収となっておりますが、主に繰越しとなったことによるものでございます。

事業の繰越しにつきましては、後ほど附属資料により説明させていただきます。

続きまして、歳出について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

上から2段目の鳥獣保護費でございますが、これは、野生鳥獣の適切な保護管理、野生鳥獣由来の感染症対策、鳥獣捕獲の担い手対策等を行うものでございます。

不用額1,200万円余は、主に入札に伴う執行残でございます。

24ページをお願いいたします。

上段の観光費でございますが、これは、国立公園内の施設整備等を行ったものでございます。

不用額4,500万円余は、主に入札に伴う執行残でございます。

続きまして、今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

別冊の附属資料の4ページをお願いいたします。

明許繰越しでございますが、上段の自然公園等施設リニューアル事業につきましては、公衆トイレの改修等でございますが、令和3年度2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できず、繰り越した

ものでございます。

なお、来年2月の事業完了の見込みでございます。

最下段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業でございますが、休憩所の改修に際し、その方法の検討などに期間を要したため繰り越したものでございますが、年度内に事業完了の見込みでございます。

続きまして、5ページでございます。

上段の国立公園満喫プロジェクト推進事業につきましては、中岳火口の施設整備等でございますが、昨年10月中旬の噴火により立入りが規制され、資材搬入等ができず、工事施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

なお、来年1月末に事業完了の見込みでございます。

中段の国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和3年国経済対策分につきましては、車道、休憩所等の改修でございますが、令和3年2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できず、繰り越したものでございます。

なお、来年2月末に事業完了の見込みでございます。

下段の自然公園施設等災害復旧事業、単独事業分につきましては、遊歩道の復旧でございます。令和3年度12月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間が確保できず、繰り越したものでございます。

なお、年度内に事業完了の見込みでございます。

6ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和2年国経済対策分につきましては、噴火に伴います立入規制により資材搬入等ができず、工事の施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

なお、来年2月末に事業完了の見込みでございます。

自然保護課、以上でございます。

○福原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、使用料及び手数料でございますが、3段目、産業廃棄物処理業許可申請手数料が予算現額に比べ365万円余の増となっております。これは、許可申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、2段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助が予算現額に比べ988万円余の減となっております。これは、国庫内示額が減となり、予算額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

公害対策費につきましては、不用額251万円余の主なものは、人件費の執行残によるものでございます。

環境整備費につきまして、不用額3,974万円余の主なものは、海岸漂着物対策、リサイクル促進関係の補助事業の実績減及び委託業務の入札残によるものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

説明資料の28ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続いて、歳出について説明いたします。

29ページをお願いします。

交通安全対策促進費については、交通安全推進連盟への補助、交通安全の意識啓発を図るための経費、交通事故被害者への対策としての交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

不用額100万円は、交通事故相談所の人件費や、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、会議を书面開催、オンライン開催としたことによる旅費等の執行残でございます。

次に、諸費については、犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進や犯罪被害者等支援、再犯防止推進に係る経費でございます。

不用額1,000万円余は、犯罪被害者等見舞金の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

30ページをお願いします。

青少年育成費については、県民運動推進事業における青少年育成県民会議への補助、少年保護育成条例に基づく有害環境調査、フィルタリング普及促進、グローバルジュニアドリム事業に係る経費でございます。

不用額86万円余は、各種会議における委員の報酬、新型コロナウイルス感染症拡大による立入調査の人数減等による旅費等の執行残でございます。

最後に、農業総務費については、食品表示制度の啓発、指導、食の安全安心確保に係るパンフレット作成など、普及啓発、残留農薬等の食品検査に係る経費でございます。

不用額122万円余は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、会議や研修会を书面開催、オンライン開催としたことによる会場使用料等の執行残でございます。

翌年度繰越金1,580万円余について御説明いたします。

附属資料の7ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

食品品質表示指導事業のうち、県産アサリ産地偽装対策事業については、昨年度2月に

産地偽装アサリの徹底的な調査、取締りを行うことを目的に補正予算を計上させていただきましたが、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、やむを得ず、全額繰り越したものでございます。会計年度任用職員2名を採用、産地偽装110番での通報受付、必要な調査指導を行っており、引き続き、アサリ産地偽装対策に取り組んでまいります。

くらしの安全推進課は以上です。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の31ページをお願いします。

歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

上から3段目、地方消費者行政強化交付金が、予算現額に対して655万円の減となっております。これは、消費者行政強化及び推進に係る事業の当初の所要見込額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、32ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政への補助金、多重債務者への生活再生支援事業、コロナ禍や豪雨災害に対応する消費生活相談体制の強化などを主な事業としております。

1,200万円余の不用が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金について、コロナの影響で研修会がオンライン研修に変更になるなど、実績額が当初申請額を下回ったこと及び経費節減等による執行残でございます。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の33ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、

収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金529万円余の減が主なものです。

これは、指定管理を行っている県民交流館パレアにおける感染防止対策として、この新型コロナ交付金を活用し、検温を行うサーマルカメラ、自動消毒器等の機材購入やオンライン対応のための環境整備を行いました。

また、新型コロナの影響による自粛等で利用料金収入が減少し、施設の管理運営が厳しくなったことに伴う運営支援を行いましたが、いずれも当初の所要見込額に対して実績額が下回ったものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

34ページをお願いします。

最下段の社会福祉総務費について、不用額1,134万円余の主なものは、大きく2つ、いずれも県民交流館パレアに関するものでございます。

1つ目は、歳入でも御説明いたしました新型コロナ感染防止対策に係る機材購入と新型コロナにかかわらず実施しております維持管理のための修繕工事やカーペット取替え等での入札残でございます。

2つ目は、新型コロナの影響による利用料金収入減少に伴う運営支援について、当初の所要見込額から実績額が下回ったため、所要額の残によるものでございます。

男女参画・協働推進課は以上です。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

35ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

36ページをお願いします。

上段の諸費について、不用額393万円余の主なものは、人権に関する広報啓発事業の経費節減と併せまして、予定していました会議を新型コロナウイルス感染症により書面開催としたことや、集合型研修をオンラインに変更したことなどに伴う会場使用料等の執行残でございます。

2段目の社会福祉総務費について、不用額482万円の主なものは、地方改善事業に係る市町村等への補助金の実績額が当初申請額を下回ったこと及び経費節減に伴う執行残でございます。

人権同和政策課は以上です。

○山口裕委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

それでは、質問を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 26ページ、循環社会推進課のほうで、まずは、産業廃棄物税のことでありますけれども、今回は、収入未済も不納欠損もありませんけれども、年間を通して、もしくは複数年度を通しながら、この産廃税がどう推移しているのか、話によると随分減ってきているという話も伺っておりますけれども、その推移が分かれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、これもちょっとざくつとした話で恐縮なんですけれども、産廃の管理型の最終処分場、埋立処分場の件なんですけれども、南関に県営の新しい団地を造っていただきました。あれができてたから、熊本地震の折の産廃処理というのは非常に役に立ったというふうに思っています。

ただ、あれがあっても、やっぱり民間の施設もなければとてもじゃないけど対応できなかったという話を聞いていますが、今は、多分産廃の通常出てくる分というのは、恐らく

現状施設の中で処理していけるんだろうというふうに思っていますが、心配なのは、災害が起こったとき、災害がしょっちゅう起こっていますから、この災害発生時にはもう莫大な量の産廃が発生するわけですが、その点についての備え等のお考えがあれば、現状の南関の残余量等々も含めてお話しいただければと思います。

○福原循環社会推進課長 まず、産廃税の推移でございますが、エコアは、御承知のとおり、平成28年のほうに完成しまして、随時、今災害時には、一般廃棄物も受け入れてきているところでございまして、推移としましては、平成28年に2億3,700万の残高ということになっておりまして、委員御指摘のとおり、29、30、31と漸減しておりまして、一番低かったのが平成30年の約1億5,600万が今までのところ底を打ったところでございます。その後、特殊事情がございまして、熊本地震と令和2年の7月豪雨等々ございまして、令和3年の末現在では約2億6,000万というところまで戻ってきているという状況でございます。

それと、2番目の御質問ですが、エコアにつきましてでございます。エコアは28年に創設いたしまして、本年3月末時点で、およそキャパの5割、半分程度埋まっている状況でございます。その約4分の3程度が災害廃棄物でございまして、そのほとんどが熊本地震というものでございます。

令和2年7月豪雨災害についても、今年の3月ではほぼ受入れを終えたところでございます。

エコア、27年から現在まで6年が経過しているところでございます。この間、今申し上げましたように、産業廃棄物を受け入れまして、また、熊本地震、豪雨災害という特殊事情の中で多量の災害廃棄物を受け入れ、現在に至っているところでございます。現在の残

容量はほぼ半分という形になっていますけれども、ちょっと将来発生する災害の可能性もございしますが、これまでの一廃、産業廃棄物の受入れ状況の推移を見ておきますと、少なくとも今後20年は受入れが可能と考えております。

まず、エコアくまもとは、県産業の振興と発展に寄与するため整備されたものではございますが、こういった災害のときの被災者の生活再建の第一歩となるセーフティーネットという役目も持っておりますので、担当課としては、しっかり大事に使っていきたくと考えております。

以上でございます。

○前川収委員 当初の計画から比べれば、随分早く埋まっているなというのが率直な感想でありまして、これは災害対応でやむを得ないというふうに思います。

残りの残余は5割ということ、これまで6年か7年でもう半分使ったと。残りの半分が20年もつというのは、災害も何にもなくて、通常分に発生する産廃だけを受け入れているという形であればそれが可能かもしれませんが、災害が絶対ないという話は誰も保証できない話でありますから、できる限り残余を増やし——増やすことはできませんが、残余量の確保をしながら、よもやがあることも含めてやっぱり考えていかなきゃいけないのかなあと、もうちょっと長くもってくれば本当ありがたいんですけども、しかし、今御自身もおっしゃったとおり、これは最後のとりでとおっしゃってましたけれども、そこはやっぱりしっかり守っていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、ぜひそういった運用に気がかけていただければと思いますが。

○小原環境生活部長 若干補足させていただきます。

前川委員のほうから、災害のときの対応ということで御指摘いただきました。

先生方も御存じのとおり、熊本地震あるいは令和2年7月豪雨の際も、県内では処分を全部受け入れることはできませんもんですから、九州内だけじゃなくて、本州も含めて、環境省等の協力も得ながら、最終埋立地、処分場含めて協力をいただきながら、処理をさせていただいたという状況にございます。

また、産業廃棄物、そういう災害じゃないときにおきましても、県内だけじゃなくて県外でも、距離の関係もありまして、持っているというふうな状況もございしますので、今後、民間等で産業廃棄物処分場あたりも整備という話もございしますので、その辺りは、我々として、きちんと適正に処分場が設置されるかどうかは確認しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

また、エコアにつきましては、当初計画していたときに比べまして、通常の産業廃棄物として搬入される部分については、想定よりも少なくございます。ただ、地震あるいは水害等での廃棄物を受け入れているということで、たくさん出てますので、その災害を除けば、多分20年はもつだろうという想定でございます。

ただ、災害、いつやってくるか分かりませんので、今後とも、あつては困りますが、災害があったときは適切に処分できますように、県内の処分場あるいは県外も含めて、きちっと国、あるいは他の都道府県等とも連携しながら、早期な処分ができるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○前川収委員 だんだん廃棄物の量自体は減っているということでもありますので、多分そうだろうというふうに私も思っています。

ただ、やっぱり公共関与をやってきた意味というのが非常に大きな意味があると思います。今まで全ての一廃、産廃の管理型処分場

というのは、民間でやっていらっしゃったけれども、民間ではいろんなトラブルがあります。私も経験しておりますけれども、そのトラブルを避けていくという前提においては、やっぱり、公共関与という言葉を使っていますけれども、公共関与であるエコアみたいな施設が必要だというふうに思っています。

需要予測がどう立つかはよく分かりません、私も。それはもちろん災害がなければいいわけですが、これも誰も絶対なんて言葉は使えないわけですから、あったときに、また早く埋まるということもないわけじゃない。うちはもう容量が足りないから、あるのに足りないから、よそにどうぞというのはなかなか言えないわけですから、ある間はやっぱりうちの地元で入れると、可能な限り。そういうことも必要だと思いますので、民間の動きもしっかり見極めながら、ただ、公共関与の意義も忘れずに動いてください。

今はもうそうでもないですけれども、以前は、もう民間でやられたやつで物すごくトラブルがあって、そのことから生まれてきたのが公共関与ですから、ぜひその意義を忘れずにやってもらえればと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに。

○南部隼平委員 今の産業廃棄物関連で、ちょっと御質問というか、もしかしたら関係部署が違う可能性もあるんですけども、廃棄物の中で、一度お話ししたことあるんですけども、医療関係の廃棄物の処理に関して、第7波のときに非常に廃棄の、八代に今あるというふうに聞いておりましたけれども、そこが逼迫をしておって、毎回そこにごみを下ろすということをしてたんですが、それが1週間に1回しか受入れができないとか、2週間に1回しか受入れができないとか、そういった状況になっていたのが、そういったのを

業者さんから相談受けたときがあって、今現状、そういったものを今後増やしていくとか、もちろん災害と同じようなことだと思うんですけども、今後の見通しとか、コロナのときの現状とかを踏まえて、ちょっと御意見を聞かせていただければと思います。

○福原循環社会推進課長 今南部委員御指摘のとおり、7月末ぐらいから第7波ということで、病院のほうがそういう感染性の医療廃棄物がちょっと処理が大変になってきたという情報は、私のほうでもつかんでおりました、今そういう廃棄物を運んでいらっしゃる収運業者の方ともしっかり連携を取りました。

熊本県内だけではなかなか処理がということになりまして、そういう収運業者の方々と連携しまして、医療系の廃棄物を処分するところ限られておりました、まず、容量がある場所については福岡、北九州のほうにあるというところでございましたので、医療機関の方、それと収運業者とも連携しまして、そちらのほうに流すルートを確保して今までやってきております。

幸いなことに、現在、コロナ、だんだん落ち着いてきているというところで、八代のほうでの受入れも今後可能になってくるような話も若干聞いておりますので、そういうのをしっかり注視しながら、我々もしっかり業者、それと産廃業者、処分業者、こういうところとも連携しながらしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○南部隼平委員 もちろん、やっぱり横の連携、そこは、まずもって一番大事なところで、あとは、コロナに関しては、もしかしたらまた収束してくるかもしれませんが、今の平時でもないんですけれども、まだまだ落ち着いているときに、しっかりそ

ういった今後の対策とか、そういったものをまたお願いできればと思います。

要望で。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 暮らしの安全推進課にお尋ねをします。

諸費のところで犯罪被害者等見舞金の実績が見込みを下回ったため、不用額が出ているということですが、この見舞金というのは、申請があって出すものなんでしょうか。何か事件があって、こちらのほうから何かするものなのか、ちょっと教えてください。

○東田暮らしの安全推進課長 暮らしの安全推進課から説明させていただきます。

委員の質疑に対しましては、こちらのほうから、ゆあさいどくまもとのほうから一応案内を差し上げます。それを受けまして、実際に申請があったものに対して見舞金の交付を判断しております。

以上でございます。

○岩田智子委員 この成果のほうを見ると、遺族見舞金に2件、重傷病見舞金に1件ということで、ここに書いてあるんですけれども、だから、その申請がちゃんとなされているかどうかがとても心配で、十分にやっぱりこういう制度ができたから、被害者に関して訴訟ができるというか、お見舞いができるような形でスムーズにできればなと思っています。だから、その余った不用分が本当に不用だったのかどうかちょっと思いましたので、質問をしました。

続けて、ゆあさいどについてもいいですかね。

性被害が、やっぱりコロナ、この令和2年度も、相談件数とその前の年よりもすごく上

がったということがありましたし、今回も、見てみるとやっぱり多いんじゃないかなというふうに思います。

コロナ禍で、学校の中でも、学校の先生が男の子を温泉と一緒に連れていって性犯罪というかな、動画を撮ったというふうな事件もありましたけれども、性犯罪をされたほうのやっぱり小さな子供たちとか、特にトラウマとかが物すごくあると思うので、やっぱりこういう相談体制をきめ細やかに——そのゆあさいどにも私行かせていただいて、いろいろ話を聞いているんですけれども、とてもやっぱり大変なんですよ、その支援をするのに。

だから、十分にされていると思いますけれども、要望なんですけれども、本当にきめ細やかに子供たちがトラウマを克服できるようなその段階の支援を行っていただきたいなと思っています。そのために、そのお金を使っていたきたいなと思っています。

以上です。

○山口裕委員長 答えなくていいですか。大丈夫ですか。

○岩田智子委員 はい、いいです。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 29ページの交通安全対策促進費、こちらのほうでちょっとお聞きしたかったんですけれども。

近年、直接は絡みがないかもしれませんが、交通安全協会さんのほうが、少子化と、あと、自動車の免許取得者の減少によってから大分財政が逼迫してきたということで、地方の交通安全、活動されていらっしゃる方の物品等の取得がかなり逼迫しているという話を聞いております。

その中で、交通事故の4割強に自転車関係

が絡んでいるということで、今のところ小学校4年生前後でしか多分自転車の教室をやっていないと思いますけれども、そういったものも含めて、どのような形で県のほうの費用が負担なされているのかをちょっとお聞きできればと思っております。

○東田くらしの安全推進課長 県のほうで進めていますところが、各市町村等と連携しまして、それぞれの対策もしくはいわゆる啓発ということで行っております。

自転車の関係についても、引き続き、こちらのほうから働きかけを行いまして、進めていきたいと考えております。

また、熊本市のほうも、条例のほうの改正等も行いましたし、来年でいきますと、自転車の関係でいきますと、ヘルメットの着用の努力義務化ということで、道交法も変わるということになっております。それに向けて、さらに指導、啓発等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○堤泰宏委員 恐らく、大体高校生から大学生に上がる間ぐらいが、県内からの人の出入りも含めて、自転車マナーが非常に悪い状態が常態化していると思います。どこかで、そういったところで任意でもいいと思いますけれども、きちっとした自転車マナーの教育というものは率先してやっていくべき時期に来ているんじゃないかなと思いますので、どうぞ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

○東田くらしの安全推進課長 県警のほうともタイアップしながら交通安全教育のほうに力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

第4回委員会は、10月21日金曜日午前10時に開会し、午前中、商工労働部、観光戦略部の審査を行い、午後から農林水産部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長